

＜JETRO ウェビナー＞

～徹底解説～

入国制限に関する大統領令の
National Interest Exception(例外規定)とは

2020年8月24日

RBL Partners PLLC 代表弁護士
ボアズ 麗奈

自己紹介



ボアズ麗奈
RBL Partners
代表弁護士

<略歴>

ニューヨーク州弁護士。ニューヨーク大学経済学部、フォーダムロースクール卒業。全米最大の移民法弁護士事務所、Fragomen, Del Rey Bernsen & Loewyにて多くの在米日系企業を担当。2010年に独立し、RBL Partnersを設立する。米国移民法を専門とし、雇用法、コンプライアンス対策等の法的サポートを提供しながら、講演・執筆も多数実施。JETRO NYを通して進出企業やスタートアップの法務アドバイザーを務め、数々の在米日系企業の顧問弁護士でもある。2017~20年、4年連続でNew York Super Lawyers (Rising Stars Under 40) に選ばれる。

<会社概要>

RBL Partners法律事務所は2010年に設立。ニューヨークを拠点に、ロサンゼルス、東京にも展開し、全米及び日本からも相談を受けている。在米日系企業を対象に、米国ビザ各種や労務全般・会社法など、幅広い法律分野をサポート。弁護士及びリーガルスタッフは全員バイリンガルで、日本語でアドバイスを提供している。

Super Lawyers

RISING STARS 2018

今日のアジェンダ

- ❖ 6月24日発行の大統領令について、最新アップデート
- ❖ 8月12日付けの例外規定(NIE)の解説
 - ① L-1ビザ就労者
 - ② H-1B ビザ就労者
 - ③ J-1 ビザ保持者
- ❖ 例外規定(NIE) のビザ申請プロセス
- ❖ 良くある質問
- ❖ 具体例① 日本本社からの新規赴任予定者
- ❖ 具体例② 米国滞在中のビザ就労者
- ❖ 今後の見通し



6月24日発行の大統領令について

【名称】 大統領令、Presidential Proclamation (P.P.) 10052

【適応期間】 2020年6月24日12:01AM (ET) ~ 2020年12月31日 (延長の可能性あり)

【概要】

1. 米国外からの移民の受入を一時停止（4月22日発行大統領令 P.P. 10014の延長）
2. **特定の非移民ビザ（H-1B, H-2B, L-1, 一部J-1ビザカテゴリーと帯同家族）の入国を一時停止**



6月24日発行の大統領令について

【概要】 6月24日時点で、米国外において、有効なビザ（または他の渡航許可）を保持していなかった外国人に対し、下記のビザカテゴリでの入国が12月31日まで制限されました：

- ▶ H-1B, H-2B ビザ就労者と帯同家族(H-4)
- ▶ L-1A, L-1B ビザ海外転勤者 と帯同家族(L-2)
- ▶ J-1ビザ文化交流者* と帯同家族 (J-2)

*研修生(トレーニー)、インターン、教員 (teacher)、オペア(au pair)、サマーキャンプカウンセラー、SWT(サマーワークトラベル) プログラムのみ対象
<その他のJ-1カテゴリは対象外 (例：教授、研究員等) >

大統領令、最新アップデート

【まとめ：入国一時停止の対象外】

- ▶ 6月24日時点で有効なH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザを取得していた外国人と帯同家族
- ▶ 6月24日時点で米国内に滞在していたH-1B, H-2B, L-1, J-1ビザ保持者と帯同家族
- ▶ その他の非移民ビザ保持者（E-1, E-2, E-3, O/P, TN, F-1 等）
- ▶ **カナダ国籍者 / H-1B1 シンガポール・チリ枠**
- ▶ 米国市民の配偶者と子供、及び永住権（グリーンカード）保持者
- ▶ 米国のFood Supply Chainに不可欠なサービスを一時的に提供する外国人
- ▶ **米国のNational Interest（国益の促進）とみなされる外国人**

大統領令、最新アップデート

【大統領令発行後の重要な動き】

- ▶ 全世界の在米大使館・領事館は、対象ビザの発給を一時停止
- ▶ 対象者が大統領令の対象ではない場合、帯同家族はビザの申請が可能
- ▶ 大統領令の対象ではない場合、出国・再入国が可能
- ▶ 大統領令の対象ではない場合、12月31日前にビザの更新が可能
(7月20日の国務省のツイート)
- ▶ **8月12日に、国務省は、National Interest（国益の促進）に関する例外規定を発表**



6月24日発行時の National Interest (国益の促進)

「米国へ入国することが「米国の国益の促進」とみなされた外国人は入国制限の対象外とみなされ、ビザの取得と入国が可能。」

- (1) 米国の防衛・法執行・外交・安全保障に重要な外国人
- (2) COVID-19治療にかかわる医療従事者・医療研究を行う外国人
- (3) 米国の緊急的かつ継続的な経済回復の促進に必要な外国人



8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

全てのL-1、H-1Bビザ申請者：

(1) Public Health / Healthcare Professional or Researcher

COVID-19及び公衆衛生上、重要な医療分野（例：癌・感染症）に関わる医療従事者や研究者

(2) Request by US Government

米国政府機関からの要請をもとに、重要な外交政策目的や契約上の義務を果たす者
(例：米軍基地の建設やITインフラのサポート)

(3) Same Employer, Same Position

同じ米国企業にて、同じポジション、及びビザカテゴリーで、米国での雇用を継続する者



8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

L-1A ビザ申請者のみ：

「重要なインフラ業界のエグゼクティブ・マネージャー」

以下3つの条件のうち、**2つ**を満たすこと：

- (1) 米国でのポジションが「**シニアレベル**」のエグゼクティブ、またはマネージャーであること
- (2) 米国外のグループ会社で「**長年**」にわたる経験を経て、会社に関する高度な専門知識を有していること。新入社員が同等の知識を得るには、広範なトレーニングが必要であり、雇用者に財政的困難を及ぼすレベルであること。
- (3) 「**重要なインフラ**」業界で、「**不可欠な役割**」を果たす

（**重要なインフラ業界**：化学、通信、ダム、防衛、緊急サービス、エネルギー、金融サービス、食品と農産物、政府施設、医療と公衆衛生、テクノロジー、原子炉、交通、水道システム）

<1年未満の新会社(New Office)の場合のみ、上記2つ以上に加えて、直接もしくは間接的に5名以上の米国労働者を雇用すること>

8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

L-1B ビザ申請者のみ：

「重要なインフラ業界のテクニカルエキスパート・特殊技能者」

以下3つの条件の全てを満たすこと：

- （1）米国での職務は、「**重要でユニークな**」貢献であること、
- （2）専門知識は、「**重要なインフラのニーズに関連している**」こと、そして
- （3）米国外のグループ会社で「**長年**」にわたる経験を経て、会社に関する高度な専門知識を有していること。新入社員が同等の知識を得るには、広範なトレーニングが必要であり、雇用者に財政的困難を及ぼすレベルであること。

8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

H-1B ビザ申請者のみ：

「米国経済回復を推進するテクニカルエキスパート・シニアマネージャー等」

以下5つの条件のうち、**2つ**を満たすこと：

- (1) 米国雇用者が引き続き、申請者の労働を米国内で必要とする
(例：米国外でリモートワークが可能な場合は該当しない)
- (2) 米国雇用者の重要なインフラのニーズに応じて、以下のいずれかのポジションを通して「**重要でユニークな**」貢献をする：
 - シニアレベルのポジション、または会社全体のオペレーション管理と成功の為、ユニークで重要な業務を行う、または
 - 米国での職務と専門知識を通して「**重要でユニークな**」貢献をする
- (3) 給与額が、労働省規定の平均給与額（prevailing wage）を15%以上上回る
- (4) 申請者の学歴、トレーニングや職歴が、高度である（例：博士号、長年にわたる職務経験等）
- (5) ビザ却下は、米国雇用者へ財政的困難をもたらす（例：契約義務を果たせない、ビジネスを存続できない、COVID-19前のオペレーションレベルに回復できない）

8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

J-1ビザ申請者のみ：

1. 6月24日前に米国政府機関との契約上、合意された文化交流プログラムであり、米国の国益の促進（US National Interest）に関わること
2. 米国政府機関にスポンサーされ、米国の経済回復の促進をサポートする文化交流プログラム（研修）であること
3. 重要な外交政策目的の義務を果たす文化交流者
4. 認定教育機関で勤務するフルタイムの教員
5. 特定の子供の世話をするオペア（障害がある子供の世話をする、世話をする子供の保護者がCOVID-19に関わる医療従事者や研究者である等）

8月12日に発表された National Interest Exception（例外規定）

帯同家族 (H-4, L-2, J-2)

対象者が例外規定(NIE)を通してビザ申請が可能と判断された場合は、
帯同家族もビザの申請が可能になる

<その他のカテゴリー（H-2Bビザ、移民ビザ）に関する例外規定については、
国務省のウェブサイトをご参照ください>

<https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/exceptions-to-p-p-10014-10052-suspending-entry-of-immigrants-non-immigrants-presenting-risk-to-us-labor-market-during-economic-recovery.html>

例外規定（NIE）のビザ申請プロセス

在日米国大使館・領事館で面接を予約する



緊急面接を要請するとともに、
例外規定（NIE）を満たしていることを説明する



大使館・領事館が要請を認め、面接日を指定する
（*注意*例外規定が承認されたとは限りません）



面接時に、例外規定を満たしていることを証明する



領事の最終判断（期間は未定）

今後のビザ申請における留意点

- ▶ 法律にはない要件の解釈方法？領事の裁量
「ユニーク」、「長年」、「シニアレベル」
- ▶ 各大使館・領事館の業務再開スケジュール、面接受付状況や緊急面接の要件も常にチェック
- ▶ 米国渡航禁止令（ブラジル、中国、イラン、英国、アイルランド、シェンゲン地域等）は引き続き有効



良くある質問

1. 3月にL-1ビザを取得しましたが、その後COVID-19の影響で渡米出来ず、未だ日本に待機しています。12月31日前に米国へ入国出来ますか？
2. 6月24日時点で、H-1Bビザで米国に滞在していましたが、ビザの期限が迫っています。12月31日前に一時帰国し、日本でH-1Bビザを更新できますか？
3. 6月24日時点で、ブランクett L-1ビザは有効でしたが、PED(I-129S)は失効していました。大統領令の対象外でしょうか？
4. 初回ビザ申請時はAssistant Manager としてLビザを取得しましたが、現在はManagerです。例外規定 (Same Position, Same Employer) を通してLビザの更新は可能でしょうか？
5. 日本本社で5年ほど経験があり、米国子会社（金融機関）のVice Presidentになります。例外規定を通してL-1A の申請は出来ますか？



具体例① 日本にいる新規赴任予定者

▶ Eビザの可能性？

- 申請者の要件（国籍、ポジション等）、会社の要件（Eビザ企業登録？）
- 大阪米領事館のEビザ面接枠・東京米大使館のEビザ緊急面接枠（緊急性と重要性？）

▶ Lビザの可能性？

- 米国 Food Supply Chainエクセプション? (一時的? 不可欠なサービス?)
- 8/12 NIE 例外規定① 「COVID-19及び公衆衛生の重要な医療分野？」
- 8/12 NIE 例外規定② 「米国政府機関からの要請? 重要な外交政策目的？」
- 8/12 NIE 例外規定③ L-1A 「重要なインフラ業界のエグゼクティブ・マネージャー」
(3つのうち2つ: 1. シニアレベル? 2. 長年? 3. 必要なインフラ?)
- 8/12 NIE 例外規定④ L-1B 「重要なインフラ業界のテクニカルエキスパート・特殊技能者」
(3つ全て: 1. 重要でユニーク? 2. 重要なインフラと関連? 3. 長年?)

▶ ESTA (ビザ免除プログラム) ・ B-1短期商用ビザの可能性？

- ESTAの要件（訪問国、過去のビザ拒否等）
- 「短期商用」とみなされる活動内容
- 滞在期間（90日未満? 180日未満?）

具体例② 米国内にいるL-1ビザ就労者

▶ 米国内でLステータスのI-94滞在延長申請？

- I-94期限以降、最長240日就労可
- 米国移民局 (USCIS)の審査基準 (特急申請 VS 通常申請)

▶ 米国内でEステータスへ切り替え申請？

- I-94期限までに切り替えが許可されないと、就労が出来ない
- Eステータスへの切り替えが許可されても、出入国は不可 (Eビザ企業登録?)

▶ 日本へ一時帰国し、Lビザの更新？Eビザの申請？

- 通常面接 vs 緊急面接 (日本での14日間の隔離期間)
- Lビザの更新
 - 大統領令の対象外？ (6/24時点、米国にLビザで滞在?)
 - 8/12 NIE 例外規定「Same Position, Same Employer」
- Eビザの申請
 - 申請資格・企業登録等

～今後の見通し～

- ❖ 多数の団体、企業が訴訟中、年内に大統領令自体が差止命令も考えられる
- ❖ 大統領令の期限は今年12月31日ですが、延長の可能性も
- ❖ 今後、J-1研修ビザプログラムやH-1Bビザ、グリーンカードの規制が見直され、新しい審査基準や厳格化あり得る



ご清聴ありがとうございました！

【連絡先】

RBL Partners PLLC

<NY> 225 Broadway, NY NY 10007 | 212.960.3593

<LA> 350 S. Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071 | 213.239.0099

<Tokyo> 7-7-7 Roppongi, Tri-Seven Bldg, Minato-ku, Tokyo | 03.5789.5158

Email: <info@rbllpartners.com>

コロナに負けずに
頑張ろう！



お断り <Disclaimer >

セミナーの内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の状況に適したアドバイスを必要とする際には、必ず専門の弁護士にご相談ください。

This presentation provides information on legal issues and developments. The slides and presentation are not a comprehensive treatment of the subject matter covered and are not intended to provide legal advice. Seminar attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to the matters discussed in this presentation.